改正前国共済法第九十三条の五第一項本文	第九十三条の九第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号及び第二項第一号の規定により標準報酬（改正後厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この条、第九十三条の十三第一項及び第九十三条の十六第一項において同じ。）	改正前国共済法第九十三条の九第一項	あつた	組合員期間	第一号改定者の改定前の標準報酬の月額（第七十三条の二第一項の規定により同項に規定するすべての標準報酬の月額とみなされた標準報酬の月額をいう。以下この条において同じ。）から改定割合（按分割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。）を控除して得た額	改正前国共済法第九十三条の九第一項第一号	第二号改定者の改定前の標準報酬の月額（標準報酬の月額を有しない月にあつては、零）に第一号改定者の改定前の標準報酬の月額に改定割合を乗じて得た額を加えて得た額	改正前国共済法第九十三条の九第二項
同条第一項第二号	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が改定され、又は次の各号のいずれかに該当するときは、	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号	標準報酬が改定され、	改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときに	旧国共済施行日前期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第一号に定める額（第二号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）	改正前国共済法第九十三条の九第二項
組合員期間							